

「奨学のための給付金」(通常給付) 提出書類チェックリスト

提出書類を準備する際にお役立てください。 <提出期限>令和8年9月15日(火)

提出書類 (☆企画室より配布)	備考	確認
【全員】オンライン申請受付システムでの申請	https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp	☐
【全員】支払金口座振替依頼書 (☆) + 通帳の写し	通帳は、金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ	☐
充当委任状 (☆)	学校徴収金への充当を承諾する場合は提出してください。提出は任意です。	☐

【生活保護受給世帯の方】

生業扶助受給証明書 (☆) 又は生活保護受給証明書 (写しでも可)	「生業扶助受給」等の記載がある場合は、生活保護受給証明書の提出も可。 「受給開始日」が「令和8年7月1日」以前、証明書発行日が「令和8年7月1日」以降のもの。 (これより下の書類は提出不要です)	☐
-----------------------------------	---	--------------------------

【年収490万円未満世帯の方】

マイナンバー収集台紙 (☆) ※マイナンバー収集台紙を既に提出している場合、提出不要です。 ※税情報の確認ができない場合、別途課税証明書等の提出をお願いします。	マイナンバーを提出できない場合は、いずれかを保護者等全員分 ・ <u>令和8年度(令和7年分)</u> 住民税(非)課税証明書 特別徴収税額通知書 住民税納税通知書	☐
住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (☆)	<u>保護者の住所の記載のある住民票の写し</u> (コピー不可) ※住民票記載事項証明書 (☆)の提出も可。 「住民となった日」が「令和8年7月1日」以前、証明書の発行日が「令和8年7月1日」以降のもの。	☐

奨学のための給付金 申請に係る 同意について (☆)		☐
扶養誓約書 (☆)	生徒本人に親権者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合 ※生徒本人が 18 歳未満で親権者がいる場合は提出不要	☐

【家計急変世帯】

上記に加えて、下記の書類を提出してください。

<提出期限>

7月1日までに家計が急変した世帯：令和8年9月15日（火）

7月2日以降に家計が急変した世帯：令和9年1月29日（金）

家計急変の事由を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出書、勤務先の休業案内、勤務日が激減したシフト表など	☐
家計急変前の収入を証明する書類 (保護者等全員分)	<u>令和8年度（令和7年分）のもの</u> いずれかを保護者等全員分 ・住民税課税証明書 ・特別徴収税額通知書 ・住民税納税通知書	☐
家計急変後の収入を証明する書類 (保護者等全員分)	・会社員の場合：会社作成の給与見込証明書（3ヶ月分）、直近の給与明細（3ヶ月分） ・自営業の場合：税理士又は公認会計士の作成した証明書など	☐
保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類	扶養親族の記載された住民税課税証明書等 又は 扶養誓約書 (☆)	☐